

2022年10月21日
東京海上日動火災保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社

元保険募集人による金銭詐取について

今般、東京海上日動火災保険株式会社（取締役社長：広瀬 伸一、以下「東京海上日動」）および東京海上日動あんしん生命保険株式会社（取締役社長：川本 哲文、以下「あんしん生命」）の委託代理店に所属していた元募集人が金銭を詐取していた事実が判明いたしましたのでご報告申し上げます。

このような事態は極めて遺憾であり、お客様および関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしていることを心よりお詫び申し上げますとともに、募集人の管理・指導について一層の徹底を図り、このような不祥事案の再発防止に努めてまいります。

東京海上日動およびあんしん生命にて、被害の実態把握に向け引き続き調査中ではありますが、全容把握に繋げるとともに、類似の被害等を防止する観点等から、以下の通り公表させていただきます。

1.（事案1）保険料の詐取

（1）行為者（元募集人）

氏名：村尾 茂（53歳）

不正認定日：2021年6月2日

所属会社：

- ・2009年7月16日～2020年2月27日 世田谷保険サービス代理店（店主）
（所在地：東京都調布市）
- ・2020年2月27日～2022年3月29日 村尾 茂（店主）（所在地：東京都渋谷区）（※）
※株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 提携の個人代理店

（2）事案の概要

本件は、行為者がお客様から現金にて領収した保険料、および、保険料振込専用口座と偽ってお客様に案内した私的な銀行口座に振り込まれた保険料を詐取していたものです。また、保険会社からお客様に対して送付された保険料が振り込まれていないことに関する通知書による確認も、同通知書が誤送付であると虚偽の説明を行っていました。

お客様からの問い合わせを受け、不審な点が見られたことから、行為者自身に対する調査および行為者を取り扱っておりました契約のお客様への連絡および確認等を実施し、事案の解明に努めました。行為者に私的な銀行口座の通帳の開示を求めたものの、行為者の弁護士を通じて開示を拒否されていましたが、本年7月に一部の同通帳の提出を受け、これらの口座に関する入出金履歴等も精査しました結果、2017年5月～2022年3月の間に合計9名・2法人のお客様から合計約3,050万円の保険料を詐取していたことが判明しました。

引き続き調査を行っておりますが、現時点で判明している被害にあわれたお客様につきましては、東京海上日動およびあんしん生命にて個別にご報告およびご相談の上で被害額の全額を弁済することとしており、一部は弁済を完了しております。また、警察への相談と監督官庁への届け出も行ってまいります。

2. (事案2) 保険料の詐取

(1) 行為者 (元募集人)

氏名 : 松山 元洋 (63 歳)

不正認定日 : 2022 年 2 月 21 日

所属会社 :

- ・ 1983 年 7 月 1 日～2018 年 5 月 10 日 近畿総合保険 代理店 (店主) (所在地 : 大阪府富田林市)
- ・ 2018 年 5 月 10 日～2022 年 10 月 12 日 松山 元洋 (店主) (所在地 : 大阪府富田林市) ※
※株式会社エースタッフ提携の個人代理店

(2) 事案の概要

本件は、行為者がお客様から小切手で領収した損害保険の保険料に対して偽造した領収証を発行し、詐取していたものです。また、お支払いの必要がない損害保険の保険料をお客様に請求し、同様の手口で詐取していたものです。

お客様からの問い合わせを受け、不審な点が見られたことから、行為者自身に対する調査および行為者が取り扱っておりました契約のお客様への連絡および確認等を実施し、事案の解明に努めました。

その結果、1 法人の損害保険契約 (法人契約および役職員のご契約) において 2014 年 3 月～2022 年 1 月の間に合計約 3,170 万円の保険料を詐取していたことが判明しました。引き続き調査を行っておりますが、被害にあわれた上記のお客様につきましては、東京海上日動にて個別にご報告およびご相談の上で被害額の全額を弁済することとしており、一部は弁済を完了しております。また、警察への相談と監督官庁への届け出も行っております。

3. (事案3) 架空の保険販売

(1) 行為者 (元募集人)

氏名 : 森田 英幹 (64 歳)

不正認定日 : 2022 年 5 月 25 日

所属会社 :

- ・ 2009 年 5 月 28 日～2022 年 9 月 12 日 株式会社東京海上日動パートナーズ九州・長崎支店 (募集人)
(所在地 : 長崎県長崎市)

(2) 事案の概要

本件は、行為者がお客様に実在しない保険商品 (満期返戻金付き) の購入を持ち掛け、かつ、その保険料を現金で領収して詐取し、偽造した東京海上日動の保険証券を交付していたものです。

お客様から問い合わせを受け、不審な点が見受けられたことから、調査を実施し、事案の解明に努めました。その結果、2013 年 12 月～2017 年 11 月の間に合計 2 名のお客様から合計 2,200 万円を詐取していたことが判明しました。

なお、現時点で判明している被害にあわれたお客様には、東京海上日動にて個別にご報告およびご相談の上で、被害額全額の弁済を完了しております。また、警察への相談と監督官庁への届け出も行っております。

4. 今後の対応

本事案を踏まえ、東京海上日動およびあんしん生命両社では、ホームページを通じてお客様に注意喚起を行うなど、今後の再発防止に努めてまいります。また、東京海上日動およびあんしん生命において、この度の不祥事案を厳粛に受け止め、社員、代理店のコンプライアンスに関する研修や点検を徹底し、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

5. お心当たりのある方等のお問い合わせ窓口

上記 3 名の行為者が損害保険もしくは生命保険のご契約を取り扱いさせていただいたお客様には、すでに個別に確認させていただいておりますが、その他、お心当たり、不審な点等がございましたら、以下のお問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

東京海上日動火災保険株式会社・東京海上日動あんしん生命保険株式会社 共通
フリーダイヤル 0120-884-678
(受付時間 午前9時から午後5時 土・日・祝日を除く)

【東京海上日動およびあんしん生命における保険料の取り扱いについて】

東京海上日動およびあんしん生命のご契約については、保険料を以下の通り取り扱っております。ご不審に思われる点がございましたら、上記照会先までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

- 弊社では原則、保険料を口座振替、コンビニでの払込み、指定口座へのお振込み等でお支払いいただき、募集人が保険料を現金・小切手でお預かりすることはありません。
- 例外的に募集人が保険料を現金・小切手でお預かりする場合は、保険会社の社印のある所定の保険料領収証を発行しております。
- また、お客様が保険料を募集人が指定する口座に振り込まれたにも関わらず、保険料が振り込まれていないことの通知文書が保険会社から郵送されてきた場合、保険会社に入金されていない可能性もございます。

※上記取扱いは、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を除きます。

以上